

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱第7条第4項の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	令和元年度第3回高松市子ども・子育て支援会議
開催日時	令和元年11月25日(月) 14時30分～16時00分
開催場所	高松市本庁舎3階32会議室
議 題	(1)第2期高松市子ども・子育て支援推進計画(案)について (2)高松市子ども・子育て条例の改正について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	—
出席委員	加野会長、山下副会長、天野委員、池畑委員、上井委員、金倉委員、橘川委員、合田委員、鈴木(慈)委員、中橋委員、西岡委員、藤岡委員、三木委員、山田委員 計14人
傍 聴 者	8人 (定員 10人)
担当課及び連絡先	子育て支援課子育て企画係 839-2354

審議経過及び審議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。

第2期高松市子ども・子育て支援推進計画(案)について

第2期高松市子ども・子育て支援推進計画(案)について、事務局から説明し、委員から次のとおり意見があった。

(会長)

資料1-3の21頁について、小学校・中学校の不登校等の状況の記載があるが、不登校と長期欠席が分けてあり、不登校よりも長期欠席の数値が多いが、長期欠席の定義はあるのだろうか。

(事務局)

年間30日以上欠席が「長期欠席」となり、その中に「不登校」が含まれている。長期欠席の中には病気等の理由も含まれているので、不登校よりも数が多くなる。

(会長)

自治体によって長期欠席のカテゴリに入れるか、不登校の中に入れるかのばらつきはないのか。

(事務局)

国から不登校等の定義が示されており、高松市はその定義に従っている。

(委員)

資料の数値の確認をしたい。資料1-3の40頁の下から5行目の「平成30年度は1,375件、うち市内在住者が586件」とあるが、22頁のグラフを見ると、高松市の対応件数は301件になっているのは何故か。

(事務局)

22頁に記載されている数値について、1,375件は香川県の児童相談所の方で対応した件数であり、301件は高松市が対応した件数である。40頁記載

審議経過及び審議結果

の数値については、香川県の児童相談所が対応した件数のうち、市内在住者の件数が586件であるという意味である。

(委員)

少し表記が分かりづらい。香川県全体での虐待相談対応件数を見たとき、人口比に対して高松市は実際とは異なり、その数が少ないように見えてしまうのではないか。例えば、22頁のグラフの中で色分けをして、うち高松市は〇〇件というように記載をするなどの工夫をして欲しい。一般の方がこのグラフを見たときにも、誤解のないような表記にしていきたい。

(委員)

虐待は現在、本当に増えている。現場で見ている、親子の愛着が非常に不安定で、やがてすぐに酷い暴言が出たり、手が出たりするのではと感じる場面も多々ある。何かあっても相談できる人が身近にいないという人が多いが、今後は支援センターを中心に相談窓口が増えていくと、事前の質問に対して回答をいただいた。ただ、心理的虐待の場合は目に見えにくい。そして、子どもも虐待されていると口にしない。相談窓口が果たして、すぐ側にいる援助者のような形で機能していくのかが気付きである。何かが起こってしまう前に、声を出せるような場所がどこになるかということも気になる。子どもがSOSを出した際に、どこが、どう受け止めるのか。高松市として広い目で子どもやその親を守る体制があるのか、非常に気になる。

(事務局)

虐待をどのようにして見つけていくかは、例えば保健センターの訪問等、様々なものを活用しながら対応しているが、難しい課題である。児童虐待防止についての啓発を行い、社会全体で気をつけながら、何か気になることがあれば、市や県の児童相談所へ通告等をしていただければと思う。

(委員)

子どもを救えるようなシステムはできているので、あとはソフトの面をどうしていくかだと思う。このシステムの中で、どれだけ保育士や医療機関、行政や市民が動けるかが肝心になってくる。紙面上だけでは終わらせないことが大事である。

(事務局)

高松市では昨年度から、地域共生社会の推進に取り組んでいる。主に高齢者への地域包括ケアが中心であったが、その考え方を障がい者や子どもへも広げていくとしているところである。健康福祉総務課内の地域共生社会推進室を中心として、この制度を全市的に拡充していく予定である。子どもの未来応援コーディネーターに加え、まるごと福祉相談員を配置している。現在は3名であり、まだまだ足りない状況である。まるごと福祉相談員は、相談を受けるだけではなく自ら出向いて情報を仕入れていき、その情報に基づいて家庭を訪問したり、様々な関係機関に繋いでいく役割がある。現在、それらの機関との関係を構築していく作業に入っている。昨年8月から取り組んでおり、まだまだ時間を要するが、数年かけて高松ならではの制度にしていく。子どもの情報を収集し、学校等の教育機関との連携も念頭に置きながら、虐待に対応していきたい。

(会長)

計画の中に、それらを一部盛り込むことは可能か。

(事務局)

地域共生社会推進室の取組については、資料1-3の99頁に記載している。「子育て支援のネットワークの充実」の中で一つめの事業として、「総合センター等に福祉の総合相談窓口を設置し、制度・分野別の「縦割り」を超えた、包括的な相談支援を実施します」としている。

(会長)

現在、医療技術が進展し、出生前診断に関わる妊婦が増えている。その際、産

審議経過及び審議結果

む産まないの選択をする問題が大きくなっており、そういった方々への相談体制がこの中に含まれているかどうか、新たな問題として浮上してきているのではと思う。

(委員)

出生前診断を希望される方は非常に増えているが、一番の問題は、その結果を医療機関側がどこまできちんと説明をするかである。遺伝的な問題もあり、誰がどう説明をするか、診断を受けた母親がどう判断するか、その受け皿はどこになるかということ、現在産婦人科や小児科が問題提起をしている。現実問題として、出生前診断をすることによる中絶は増えており、難しい問題である。出生前診断に対してどのような対策ができるか、検討していただきたい。

(会長)

医療機関の判断が優先されると思うが、少しずつこの問題が社会的な課題になってきていると感じている。他の市町村でこの問題に対する取組があれば、高松市も参考にできるのではないか。時期尚早であるとしても、こういった課題もあると認識しておくことも大事だと思う。

(委員)

一時預かり事業について、再掲も含めて何度か計画に記載されているが、事業概要の部分に、「緊急時に一時的な保育を実施します」とある。らっこには「こういった状況でも利用できる」と記載されていたように記憶している。緊急時に、と書いてしまうと、緊急時でなければ一時預かりは利用できないのかと勘違いしてしまうケースが出てくるのではないか。現在、一時預かりを必要としている家庭は多数あるので、この記載の変更を検討していただきたい。

もう一点は、研修体制の充実についてである。待機児童がまだ解消されない中で、枠を広げることも重要だが、質の向上も必要だと思う。高松市内で現在、一気に拡大している企業主導型保育は、認可外扱いであり、関わる保育士への研修体制が非常に気付きである。或いは、保育の分野だけでなく地域子育て支援拠点事業の職員への研修も重要で、県が行っている子育て支援員研修の、地域子育て支援拠点コースは無料で受講可能であるし、受ける努力義務を国も示しているにも関わらず、受講していない地域子育て支援拠点は多数ある。研修を受講するように高松市から働きかけをしていただきたいし、例えば人員不足等の理由で受講できない事情があるようなら、それに係るサポートをして、保育の質の向上を高松市独自に進めていただき、事故がないように努めて欲しい。

(事務局)

確かに一時預かりは緊急時だけに限ったものではないので、表記を今後検討したい。

拠点事業の研修については、県の研修等でこういったものが受けられるかを把握し、各拠点の職員の方へ広く周知していけたらと思う。

(委員)

認可、企業主導型などの認可外も含め、何かしらの形で高松市がサポートしていただきたい。

(事務局)

企業主導型保育施設も含む認可外保育施設への研修の充実について、質の向上という観点から非常に重要なものであると認識している。高松市としても、市が行う研修について、企業主導型保育施設等の認可外保育施設の皆様にも案内等を送付し、その向上を図っているところである。認可保育施設については、高松市保育研究会という組織があり、そういった場所で公立・私立保育園ともに研修の充実に取り組んでいる。

高松市子ども・子育て条例の改正について事務局から説明したが、その他、委

審議経過及び審議結果

員から特に意見はなく、以上をもって、本日の会議を終了することとした。

以 上